

令和3年4月1日制定

第1章 旭川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る建築物の措置等

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関して必要な事項を定めるものである。

第2章 建築主が講ずべき措置等

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第2条 法施行規則第13条により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、「軽微変更該当証明申請書（要綱様式1）」による。

2 前項の書面の交付は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明書（要綱様式2）」による。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(事前審査)

第3条 法第30条の認定において、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法第81号。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「計画認定適合証」という。）」が申請書類に添付されていることをもって、当該計画認定適合証が適合していることを証した認定基準の審査に代える。

(認定申請)

第4条 法第30条第2項の申出に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる構造計算を含む場合において、法第29条第1項の申請（以下「認定申請」という。）に併せて基準法第18条の2第1項の北海道知事が指定した指定構造計算適合性判定機関が交付した同法第6条の3第7項の適合性判定通知書の写しが添付されていることをもって、当該適合性判定通知書が適合していることを証した構造計算基準の審査に代える。

(認定申請に必要な図書)

第5条 認定申請を代理者で行う場合は、委任状を添付する。

(計画の変更申請)

第6条 第3条から第5条までの規定は、法第31条第1項の申請（以下「変更認定申請」という。）について準用する。

(取下げ届)

第7条 認定申請の認定を受ける前の認定申請の取下げは、「取下げ届（要綱様式3）」による。

(取りやめ届)

第8条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）の取りやめは、当該認定通知書及び「取りやめ届（要綱様式4）」による。

(完了の報告等)

第9条 法第32条の報告のうち、法第30条の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画による建築工事が完了したときの報告は、「工事完了報告書（要綱様式5）」による。

2 法第32条の報告は、「状況報告書（要綱様式6）」による。

(認定しない旨の通知)

第10条 認定申請又は変更認定申請に係る計画の認定をしない場合の通知は、「認定しない旨の通知書（要綱様式7）」による。

(改善命令)

第11条 法第33条の改善命令は、「改善命令書（要綱様式8）」による。

(認定の取消し)

第12条 法第34条の取消しの通知は、「認定取消し通知書（要綱様式9）」による。

(譲渡人決定の届出)

第13条 認定計画に係る建築物又は住戸の名義を変更した旨の届出は、「名義変更届出書（要綱様式10）」による。

第4章 その他

(その他)

第14条 前条までの規定により難い場合は、別途、定める。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。